

どうぶつ基金等による再要請と質問に対する回答

令和元年9月13日

希少種保全推進室

1. そもそも12年間ネコ駆除無しに、アマミノクロウサギは約10倍に増えている。他の希少種も世界に誇れるほど増えている。(環境省検討会より) ノネコ駆除は不必要であることは環境省自身が明証している。血税を無駄に使い、残酷で無意味なノネコ駆除の即時中止を引き続き求める。

環境省はアマミノクロウサギの生息の状況をセンサーカメラや糞粒調査により把握しており、マングース対策等の進展により、生息数は増加傾向を続けていることを把握しています。一方で、アマミノクロウサギの推定個体数について試算を行っているものの、統計的にばらつきが大きくまだ十分に信頼性が高くないと考えられ、科学的な観点から精度の高い個体数推定値が得られている状況ではありません。

奄美群島では、中・大型の肉食性の野生ほ乳類がいない環境下で生態系が形成され、アマミノクロウサギの他にも、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるアマミトゲネズミ、ケナガネズミ、オーストンオオアカゲラなどの固有希少種が生息しており、それらの種がノネコに捕食されていることがノネコの糞分析やセンサーカメラによる調査から分かっています。従って、たとえアマミノクロウサギが増加していたとしても、多くの絶滅のおそれのある種に対しての捕食が継続しており、その脅威となっていることから、ノネコの対策が必要であることは明らかなです。環境省では、これらの希少種と奄美群島の固有で豊かな生態系を保全するためには、強力な捕食者であるノネコの対策を行うことが不可欠であると考えています。

2. 現状、私たちの駆除中止要請を無視して行われているノネコ捕獲は、猫だけでなく他の動物も含め、1日1度の見回りで、水や食料が与えられない状態で、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させている事実から、明らかに動物愛護法44条違反であり、動物虐待に当たる。環境大臣においては関係部署および請負業者らに対して刑事訴訟法第239条第2項を順守した対応を要請する。

また、同法を所管する環境省が、動物虐待を続けている現状は言語道断であることから捕獲の暫定的中止を要請する。

環境省で行う奄美大島におけるノネコの捕獲事業は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による許可を受けて実施しています。環境省としては、「動物の愛護及び管理に関する法律」を踏まえ、虐待となることがないように捕獲事業を実施

しています。また同事業は、鹿児島県及び地元五市町村とともに策定した「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、計画的に実施しているものです。

はこわなは、わな内の温度が上昇しないよう、風通しの良い木陰に置くようにしています。なお、木陰に設置したはこわな内部の温度環境を測定した結果、外気温とほぼ変わらないことを確認しています。また、捕獲動物の負担を軽減するため、わなの改善等を検討しています。

3. ノネコ駆除中止決定までの暫定的対応として、同法 44 条違反にならない捕獲方法に変更することを要請する。

法順守のために最低しなければならないことは、「捕獲器稼働中は捕獲器を常時監視するために捕獲器 1 台につき、最低 1 名の職員を常在させる。現状の 24 時間稼働の場合は 24 時間の常在監視を行う」ことであり、この対応ができる数の捕獲器の設置にとどめることを要請する。

捕獲動物の負担を更に軽減するため、わなや捕獲方法の改善を検討し、できる限りの配慮を行ってまいります。

4. ノネコの譲渡については、ノネコ駆除中止決定までの暫定的対応として、譲渡条件の緩和を求める。

譲渡条件については、捕獲事業の開始後、約 1 年が経過したことを踏まえ、地元の奄美大島ねこ対策協議会において譲渡条件を含めて改正内容について検討されています。

5. 動愛法を順守した捕獲を行うには 1650 億円が必要だが、1650 億円もの費用をかけてもなおノネコ駆除が必要であることの根拠について合理的な説明を求める。

上記 1. の回答の通りです。

6. 上記、2、3、4 は上記 1 で要請しているノネコ捕獲中止実行までの暫定的対応として要請するもので、本要請は血税を無駄に使い、残酷で無意味なノネコ駆除の即時中止を求めるものであることを再度、申し添え、本件の早急な対応と回答を求める。